# 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法第五条第三項の倍数を定める政令 （平成二十六年政令第二百三十五号）

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法第五条第三項の政令で定める倍数は、一・五とする。

# 附　則

この政令は、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法の施行の日（平成二十六年七月十七日）から施行する。

# 附則（平成二八年一〇月二一日政令第三三三号）

この政令は、公布の日から施行する。